

【 正誤の追加のお知らせ 】

平成 20 年 10 月 2 日
 (株)住宅新報社
 法律・資格図書編集部
 TEL : 03-3504-0361

【正 誤】 下記のページに誤りがありました。お手数ですが、追加でご訂正くださいますようお願いいたします。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正
P241	表中 最下段	防衛施設庁	削除
P333	上から 11～13 行目	たとえば,地方自治法に基づいて,市町村の境界に係る都道府県知事の裁定に対して関係市町村が提起する訴えがこれに当たります。	333 ページ最終行の次に移動 (*左記の記述は,機関訴訟となります。)

【 正誤のお知らせ 】

平成 20 年 7 月 11 日
 (株)住宅新報社
 法律・資格図書編集部
 TEL : 03-3504-0361

【正 誤】 以下のような誤りがありましたので、ご訂正願います。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正
P327	上から 10 行目	59 条 1 項)。	57 条 1 項)。
P352	下から 4 行目	および行政指導	および行政指導ならびに地方公共団体の機関が命令等を定める行為

P538	下から 7 行目	6 カ月	3 カ月
P558	イラスト中	土地	土地 600 万円
P639	上から 1 行目	悪意者は、保護する必要が ありません。	なお、判例は、善意・無過失まで 要求しています。
	表中 瑕疵担保 / 買 主の善意・悪意	善意	善意・無過失
P640	表中 瑕疵担保 / 買 主の善意・悪意	善意	善意・無過失